

器 09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管
一般医療機器 X 線管支持床支持台 (37076000)

特定保守管理医療機器／設置管理医療機器

X 線管支持器 T-SUPPORT

禁忌・禁止

- ①この装置は防爆型ではないので、装置の近くで可燃性及び爆発性の気体を使用しないこと。
- ②患者自身の状態によって、患者本人を危険な状態にすると判断される場合は使用しないこと。

**【形状・構造及び原理等】

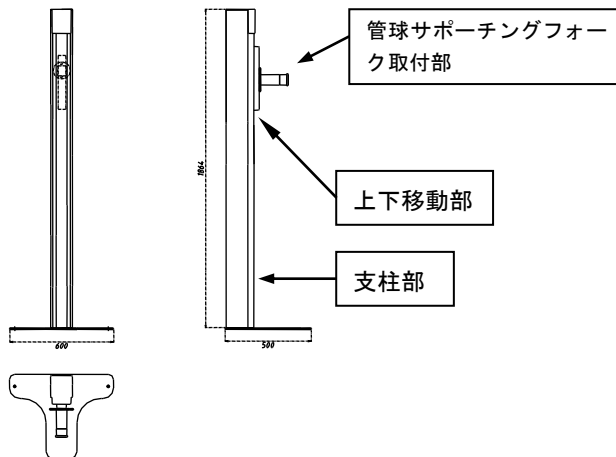
1. 構成

本装置は以下のユニットにより構成される。

- (1) 支柱部
- (2) 管球サポーターフォーク取付部
- (3) 上下移動部

詳細は装置付属の取扱説明書を参照してください。

2. 各部の名称



3. 本体寸法及び質量

寸法 (mm) 幅 600 、高 1864 、奥行 500
質量 100kg

4. 動作原理

支持器は X 線管装置と絞リ装置を取付けて管球の位置を決めることができる。支柱内のウエストとバランスを保ち上下動する。

**【使用目的又は効果】

テーブル撮影台、立位リーダ撮影台に対応し、頭部から脚部まで撮影部位に合わせたポジショニングを容易にして患者負担を軽減する。

**【使用方法等】

管球装置を取付けてテーブル撮影台、立位リーダ撮影台に対応し管球位置を決めて撮影をする。

使用環境条件

温度 5℃～35℃

湿度 30～85%（結露なきこと）

設置上の注意

アンカーボルトにて固定すること。

**【重要な基本的注意】

1. 検査を開始する前に装置に異常がないこと、構成品、付属品が確実に固定されていることを確認すること。
2. 上下移動部を移動させるときは、手足指等が挟まれないよう注意すること。
3. 検査前に患者の位置、状態をよく確認すること。
4. X 線可動絞りは必要最小の照射野で使用する。
5. 検査中は表示器を必ず監視すること。
6. 検査中は、患者の様子や動作を常に注意すること。特に意識のない患者、身体に障害のある患者、精神に問題のある患者の検査中の状態については細心の注意を払うこと。
7. 定期点検を行うこと。

**【使用上の注意】

1. 支持器は必ず固定してご使用すること。
2. 撮影台に寄り掛かったり、腰掛けたりしないこと。
3. 故障したときは勝手にいじらず適切な表示を行い、修理は専門家に任せること。
4. 機器は改造しないこと。

相互作用

本装置の傍で携帯電話など電磁波を発生する機器の使用は、装置に障害を及ぼす恐れがあるので使用しないこと。

高齢者適応

高齢者は握力など体力に問題がある場合は介助者を付けるなどして検査に臨むこと。

妊婦・産婦、授乳婦及び小児への適用

1. 本装置を妊婦及び妊娠の疑いのある者及び授乳中の者へ使用する場合は、医師の指示のもとで慎重に行うこと。
2. 小児の検査の場合は介助者を付けること。

その他の注意事項

この装置を廃棄する場合は、産業廃棄物となり、必ず地方自治体の条例・規則に従い、許可を得た産業廃棄物処分業者に廃棄を依頼すること。

詳細は装置付属の取扱説明書を参照すること。

取扱説明書を必ずご参照下さい。

****【保管方法及び有効期間等】**

〈保管方法〉

周囲温度：-10～+40℃

相対湿度：30～85%（結露、氷結のないこと）

気圧：700～1060hPa

〈耐用期間〉

* 7年〔自己認証（当社データ）による〕

（但し、指定された使用環境において標準的な頻度で使用され、
指定の保守点検と定期交換部品・消耗品の交換をした場合の年
数であり、使用状況によっては異なる場合がある）

定期交換部品

ワイヤー、ベヤリング、プーリー

詳細及び保守部品の保有年数については取扱説明書を
参照すること。

【保守・点検に係る事項】

1. 滅菌方法について（該当せず）

2. 使用者による保守点検事項

点検内容（概要）	点検頻度	チェック
空調	日時	
温度・湿度	日時	
ワイヤーの異常	日時	
装置のガタツキ	日時	
ビスの緩み	日時	
装置がスムーズに動くこと	日時	

3. 業者による保守点検事項

点検内容項目	点検時期	チェック
装置外観	年	
支持器の固定の点検	年	
X線撮影装置（X線管装置） 支持部の固定の点検	年	
X線撮影装置（X線管装置） 支持部の動作の点検	年	
ワイヤーの点検	年	
各ビスの点検	年	
上下動作の点検	年	
回転動作の点検	年	

****【資料請求先】**

株式会社ティーアンドエス

〒278-0051 千葉県野田市七光台 433-1

TEL：04-7127-7323 FAX：04-7127-6188

****【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】**

〈製造販売業者・製造業者〉

株式会社ティーアンドエス

取扱説明書を必ずご参照下さい。